

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、八五一
広島市東区	三二、〇四九
広島市南区	三七、一一一
広島市西区	四九、一四二
広島市安佐南区	五八、七三九
広島市安佐北区	四一、四九八
広島市安芸区	二〇、八五九
広島市佐伯区	三六、二七一
呉市	六八、五六三
竹原市豊田郡	一〇、八四七
三原市世羅郡	三三、二六一
尾道市	四一、五六五
福山市	一二五、一三三
府中市神石郡	一五、六四一
三次市	一五、九七四
庄原市	一一、六八六
大竹市	八、一八三
東広島市	四六、九六一
廿日市市	三一、九二九
安芸高田市	九、〇六五
江田島市	八、〇八一
安芸郡	三一、六五六
山県郡	七、八一九